

(3) 平成17年度 採用選考の実施状況

ア 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

未実施

イ 身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
事務	佐久地方事務所又は 上小地方事務所	1	9	8	1	8.0

ウ 技能労務職員採用選考考査

未実施

## 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成18年 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の概要

#### 第1 職員の給与

##### 1 職員給与と民間給与の比較

###### (1) 職員給与と民間給与の比較方法の見直し

国等の見直しの取組や本年の職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、職員給与と民間給与の比較対象となる企業規模を従来の100人以上から50人以上に改めるなど比較方法の見直しを行いました。

###### (2) 職員給与と民間給与の比較

###### ア 月例給

職員給与と民間給与の本年4月分を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較しました。その結果は下表のとおりです。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B)	差 (C/B×100)
407,925 円	408,048 円	△123 円	(△0.03%)

###### イ 特別給

民間事業所において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われたボーナスは所定内給与月額4.43月分に相当し、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数4.45月分とおおむね均衡しています。

##### 2 本年の給与の改定

職員給与と民間給与がほぼ均衡していること、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、給料表を含めた月例給及び期末・勤勉手当の改定を見送ることとしました。

##### 3 給与構造の改革等（平成19年4月1日実施）

平成18年度から実施している給与構造の改革を計画的かつ着実に実施するとともに、扶養手当を改定する必要があります。

###### (1) 地域手当

- 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の支給割合は、県内にあつては1.0%とする。

###### (2) 給料の特別調整額の定額化

- 管理職員の職務・職責を端的に反映させるため、定率制から給料表別・職務の級別等の定額制に移行する。

###### (3) 扶養手当

- 少子化対策など国の勧告趣旨等を踏まえ、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給額を1,000円引き上げ、6,000円とする。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 能力と実績に基づく人事管理の推進

#### (1) 人事評価制度の整備

能力開発制度及び業務目標制度の正式な導入に当たっては、試行の結果を踏まえつつ、事前に関係者間で十分な協議を行い、職員の理解を得ながら進めることや、評価基準の妥当性や手続の実効性等を検証し、制度へ反映させていくことが必要となります。

#### (2) 女性職員の登用の拡大

長野県男女共同参画審議会の答申の中で、目標数値の設定を行い、職域拡大と管理監督的業務への登用促進を図ること等が提言されており、引き続き積極的に取り組む必要があります。

### 2 職員の勤務時間等

#### (1) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の一層の縮減に向け、業務の適正配分や時間外勤務の生じる原因等、諸課題の把握に努めるとともに、管理職員をはじめ職員一人ひとりが意識改革を行い、主体的に時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 年次休暇等の取得促進

年次休暇や夏季休暇については、職員の心身両面の健康保持や公務能率の維持向上、地域における活動の充実などを図るうえで重要であり、職場全体で休暇を取得しやすい環境整備に努める必要があります。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成18年度 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	要求者	要求内容	要求年月日	判定及び判定年月日
なし				

## 11 不利益処分に関する不服申立ての状況

### (1) 平成18年度 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	不服申立人	申立て内容	請求年月日	判定及び判定年月日
平成17年(不)第1号不利益処分審査請求事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	審査中
平成17年(不)第2号不利益処分審査請求事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	審査中
平成17年(不)第3号不利益処分審査請求事案	小学校教諭	停職処分取消	H17.9.14	処分承認 H18.12.26
平成18年(不)第1号不利益処分審査請求事案	元高等学校教諭	免職処分取消	H17.12.13	処分承認 H19.3.22
平成18年(不)第2号不利益処分審査請求事案	中学校教諭	指導力不足等教員措置決定取消	H18.3.29	請求却下 H18.8.21
平成18年(不)第3号不利益処分審査請求事案	元高等学校教諭	免職処分取消	H18.11.6	審査中
平成19年(不)第1号不利益処分審査請求事案	公立学校教員	停職処分取消	H19.1.9	審査中